

2020年10月15日

各 位

会 社 名 ピクセルカンパニーズ株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 吉田 弘明
(コード番号 2743 JASDAQ)
問 合 せ 先
役 職 ・ 氏 名 取締役管理本部長 山元 俊
電 話 03-6731-3414

(開示事項の経過) 当社に対する控訴審判決 (勝訴) に関するお知らせ

2019年1月11日付「当社に対する控訴の提起に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、当社および当社代表取締役である吉田弘明に対する損害賠償請求訴訟の東京地方裁判所による第1審判決に対して、控訴人より控訴の提起を受けておりましたが、2020年10月14日付にて東京高等裁判所より控訴棄却の判決の言渡しがあり、同日判決文を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 控訴判決のあった裁判所及び年月日

- (1) 裁判所：東京高等裁判所
- (2) 年月日：2020年10月14日

2. 控訴人 (一審原告)

有限会社咲良コーポレーション
代表取締役：花岡香
所 在 地：愛媛県松山市

3. 判決の主な内容 (当社および当社代表取締役である吉田弘明に関するもの)

- (1) 一審原告の控訴を棄却する。
- (2) 一審原告が当審で追加した請求を棄却する。
- (3) 一審原告の控訴および当審で追加した請求に係る訴訟費用は一審原告の負担とする。

4. 控訴の提起に至るまでの経緯

2016年5月30日に、当時、当社の子会社であったルクソニア株式会社 (東京都渋谷区 代表取締役：松田健太郎 以下、「ルクソニア社」といいます。) において、ルクソニア社の太陽光発電事業における売掛金債権を控訴人に譲渡するファクタリング取引契約を締結し、当該契約に定められた債権回収日である2016年8月31日に入金がなされなかったことから、控訴人から当該契約にて譲渡する売掛金債権が架空のものであり、当社とルクソニア社とが通謀し詐欺行為を行った等として訴訟を提起されておりましたが、2018年10月15日に、東京地方裁判所において、第1審原告 (控訴人) の当社及び当社代表取締役である吉田弘明に対する請求をいずれも棄却する判決の言渡しがありました。

これに対して、控訴人は、この判決を不服として東京高等裁判所に対して控訴を提起し、控訴審において当社代表取締役である吉田弘明に対する請求の原因として、会社法第429条第1項の規定による損害賠償請求を

追加していたものであります。

5. 今後の見通し

本控訴審判決は、東京地方裁判所での第1審判決に続き、当社の主張が全面的に認められた内容での判決であり、妥当な判断がなされたものと考えております。なお、本控訴判決について開示すべき事項が発生した場合は、速やかにお知らせいたします。

6. 業績への影響等

本控訴の判決が当社連結業績に与える影響はありません。

以上